

# 東京都環境保全型農業推進基本方針

令和8年4月

東京都産業労働局農林水産部

# 目 次

1	はじめに ～基本方針の改定にあたって～	1
2	これまでの取組と現状	
	(1) IPM（総合的病害虫・雑草管理）の推進	2
	(2) 適正施肥及び有機資源の循環利用の促進	2
	(3) スマート農業技術等の開発と普及	2
	(4) 「東京都エコ農産物認証」及び「東京都 GAP 認証」等の推進	3
	(5) その他	4
3	基本方針の目指す方向	5
4	農業生産における具体的な取組	
	(1) IPM（総合的病害虫・雑草管理）の推進	5
	(2) 適正施肥及び有機資源の循環利用の促進	6
	(3) ゼロエミッション等を目指したスマート農業技術等の開発と普及	6
	(4) その他	7
5	認証制度の認知度向上と認証農産物の販路拡大に向けた取組	
	(1) 認証制度や認証農産物の認知度向上	8
	(2) 認証農産物の販路拡大	8
	(3) 生産者への生産支援	9
	(4) 制度のあり方を検討	9
6	有機農業の展開	10
7	施策の総合的な実施	10
	「東京都環境保全型農業推進基本方針等検討委員会」開催経過	12
	「東京都環境保全型農業推進基本方針等検討委員会」委員名簿	13

# 東京都環境保全型農業推進基本方針

## 1 はじめに ～基本方針の改定にあたって～

今世紀、資源枯渇や環境破壊、気候変動による災害などの課題が深刻化し、世界全体での対応が求められています。こうした中、平成27年9月の国連サミットにおいて、持続可能な社会の実現を目指す国際目標であるSDGsが採択されました。

我が国においても、SDGsの達成に向けた実施指針やアクションプランを策定するなど、官民あわせて取組を進めています。令和3年5月に策定された「みどりの食料システム戦略」では、生産段階に加え、調達、加工・流通、消費など食料システム全体を対象として環境負荷の低減を図る方向性が示され、化学農薬や化学肥料の使用量の使用量低減や有機農業の拡大に向けた目標も設定されています。

さらに、令和6年に改正された食料・農業・農村基本法に基づいて令和7年4月に策定された新たな「食料・農業・農村基本計画」では、環境との調和を図りつつ多面的機能を発揮することの重要性が示されています。

一方、東京の農業は、多くが市街地で行われていることから、生産活動に伴う環境負荷に対する都民の関心は高く、環境に配慮した農業の取組が重要となっています。

このため、都では、平成6年12月に策定した「東京都環境保全型農業推進基本方針」（以下、「基本方針」という。）を平成21年3月及び平成27年3月、令和3年4月に改定し、環境保全型農業<sup>(注1)</sup>を東京の農業の基本に位置付けて推進してきました。また、平成25年度に「東京都エコ農産物認証制度」を創設するとともに、令和4年7月に施行された「みどりの食料システム法」に基づき、令和6年度には都内48区市町村と共同で「東京都環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画」を策定するなど、化学合成農薬と化学肥料の使用削減による環境負荷の軽減に取り組んでいます。

さらに、「ゼロエミッション東京」の実現に向け、農業分野における温室効果ガス削減や資源循環の一層の強化等が求められています。

こうした状況を踏まえ、環境保全型農業を更に発展させるため、基本方針を改定します。本改定では、国際的な潮流や国の政策を踏まえ、環境負荷の低減や資源循環の促進、「東京都エコ農産物認証制度」等の認知度向上に向けたリブランディングなど、環境保全型農業の推進や消費者にその意義を伝える取組を強化します。

(注1) 環境保全型農業の定義：農業のもつ物質循環機能を活かし、生産性との調和に留意しながら、化学肥料や化学合成農薬の使用削減等による環境負荷の軽減を目指す全ての取組

## 2 これまでの取組と現状

東京都環境保全型農業推進基本方針に基づく令和3年度以降の取組については、以下のとおりです。

### (1) IPM（総合的病害虫・雑草管理）<sup>(注2)</sup>の推進

農業改良普及センターでは、試験研究機関において検証された個々の病害虫防除技術や雑草防除技術等を複数組み合わせた防除体系の実証に取り組んできました。また、都は令和5年度に、指定有害動植物の総合防除を行うことを目的に「東京都総合防除計画」を策定し、IPMの計画的な普及を進めるとともに、地域や生産者の経営状況に応じられるよう、体系に改良を加え、普及に取り組んできました。

(注2) IPM (Integrated Pest Management) とは、農薬の使用を含めたすべての防除技術を十分検討し、人及び環境への影響が必要最小限となるよう、様々な防除技術を組み合わせ、病害虫や雑草を経済的な被害が発生しない程度に管理する手法である。

### (2) 適正施肥及び有機資源の循環利用の促進

#### ア 土壌診断に基づく施肥技術の見直し

農業改良普及センターでは、土壌診断に基づく施肥量の決定や全面施肥から局所施肥への切り替え、肥料効率を高める肥効調節型肥料の利用促進など施肥技術の改善を支援してきました。

#### イ 土づくりと有機資源の循環利用の促進

都は、堆肥を生産する事業者の情報や、生産者が堆肥製造の原料として活用できる剪定枝等を扱うリサイクルセンターの情報を取りまとめ、積極的に提供してきました。さらに、令和7年度に策定した「堆肥ガイドブック」では、堆肥を生産する畜産農家の情報や堆肥の品質・活用方法を整理し、生産者が堆肥を適切に利用できるよう支援することで、堆肥利用の促進と有機資源の循環を一層推進してきました。

### (3) スマート農業技術等の開発と普及

東京都では、都市農業における省力化・高収益化・環境負荷低減を実現する

ため、スマート農業技術や新たな栽培方式の研究・普及に取り組んできました。近年、土壌を用いない新しい農業形態である養液栽培に取り組む生産者が増加しており、特に、東京都農林総合研究センターが開発した「東京エコポニック®」は、土壌から隔離され連作障害を回避できるとともに、廃液が発生しない循環型の環境負荷の少ないシステムとして、都内のトマト生産者を中心に令和6年度時点で約20件普及しています。

また、都内では施設栽培面積が年々増加し、環境制御技術の導入が進んだことで、化石燃料使用量の削減や炭酸ガス排出量の低減にも貢献してきました。

#### (4) 「東京都エコ農産物認証」<sup>(注3)</sup> 及び「東京都 GAP 認証」等の推進

##### ア 「東京都エコ農産物認証制度」の推進

令和3年1月1日時点で518名であった認証者数は、令和8年1月1日時点で522名となっています。また、認証面積は、令和3年1月1日時点では284ha、令和8年1月1日時点では201haとなっています。

また、都においても、国がみどりの食料システム法に基づいて推進している、環境負荷低減に取り組む生産者を対象とした「みどり認定」の認定を開始し、令和7年4月1日現在で11名が認定されています。

(注3) 平成25年度から開始した「東京都エコ農産物認証制度」は、土づくりの技術や化学合成農薬と化学肥料削減の技術を導入し、都が定めた基準より化学合成薬と化学肥料を削減して生産された農産物を、都が認証する制度です。

認証区分は、化学合成農薬及び化学肥料の使用量を、それぞれ都が定めた基準より25%以上削減（東京エコ25）又は50%以上削減（東京エコ50）、及び不使用（東京エコ100）の三分を設け、生産者は認証農産物に都が定めた認証マークを表示して販売します。

##### イ GAP<sup>(注4)</sup>の推進

農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するため、「東京都GAP制度」<sup>(注5)</sup>を創設し、平成30年度から認証を開始しました。また、令和5年度からは、国の「国際水準GAPガイドライン」に準拠し、人権保護、農場経営管理の観点を加えた「新東京都GAP認証制度」を開始しました。令和7年12月1日現在、東京都GAP認証取得者は36件、新東京都GAP認証取得者は48件となっています。一方、同日現在の民間GAPの認証取得者は、「GLOBALG. A. P.」が0件<sup>(注6)</sup>、「ASIAGAP」が1件<sup>(注6)</sup>、「JGAP」が15件<sup>(注6)</sup>となっています。

(注4) GAP (Good Agricultural Practice : 良い農業の実践) は、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための農業生産工程管理の取組である。農産物を生産する各工程において、取組項目に従って適切な作業や管理ができていないかを点検・評価、改善しながら、農産物の安全を確保し、より良い農業を実現していく。

(注5) 持続可能な東京農業の実現に向けて、都市農業の特徴を反映した東京都独自の GAP 認証制度である。都内の生産者を対象とし、対象とする品目は、野菜、果樹、茶で、生産工程の管理点は、令和5年度以降、「食品安全」、「環境保全」、「労働安全」、「人権保護」、「農場経営管理」等、70以上で構成されている。

(注6) 令和7年農林水産物認証取得支援事業の実績件数による。

## (5) その他

農業用プラスチックの適切な利用と処理について、都はこれまで、環境に配慮した資材の導入支援を強化してきました。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故による放射能汚染への対応について、平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故による放射能汚染のため、都内生産者は土づくりに欠かせない堆肥の生産を自粛してきました。平成26年に農業団体が国に提出した「有機質土壌改良資材等の利用管理計画書」が承認されたことを受け、生産者自らによる堆肥の生産・施用が一部で再開されました<sup>(注7)</sup>。事故から9年が経過した令和2年には、全国的に放射性セシウム濃度が十分に低下した地域が確認されたことから都内の生産者による生産・施用が可能となりましたが、暫定許容値を超える堆肥が施用されることがないように、都は生産者に対して適切な管理と届出を指導しています<sup>(注8)</sup>。

(注7) 東電福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の影響により、17都県においては、落葉・剪定枝堆肥等の新たな生産及び施用の自粛が要請されてきた。その後、「農家が自ら生産・施用する有機質土壌改良資材及び腐葉土・剪定枝堆肥の取扱いについて(平成25年9月9日付25生産第1855号)」に基づき、農業団体が提出した「有機質土壌改良資材等の利用管理計画書」が農林水産省に承認されたため、一部の生産者では、堆肥の生産と施用が再開した。

(注8) 「農家が自ら生産・施用する有機質土壌改良資材等の取扱いについて」の制定について(令和2年10月29日付25生産第1349号)により、都県の指導の下、適切に管理することにより、全ての生産者で堆肥の生産と施用が可能となった。

### 3 基本方針の目指す方向

近年の社会情勢を踏まえ、本基本方針の目指す方向として、以下の7つを掲げます。

- 環境保全型農業を東京農業の基本として、全ての生産者へ環境保全型農業の取組を促します。
- 環境負荷の軽減の取組により、農業の多面的な機能の一つである資源循環や自然環境の保全に貢献します。
- 食品安全や環境負荷軽減等につながるGAPを推進します。
- 本基本方針の取組を推進し、SDGsの達成にも貢献します。
- 「東京都エコ農産物」などの環境保全型農業の価値や魅力の発信を強化し、都民や実需者が消費行動などを通じて環境負荷低減に参加・貢献する機運を高めます。
- 環境負荷低減と生産性向上を両立するスマート農業技術の導入を進め持続可能な農業を推進します。
- 施策の推進にあたり、KPI（成果指標）を定めます。

### 4 農業生産における具体的な取組

持続可能な農業生産を実現するためには、全ての生産者が環境負荷を軽減する必要性を共有・共感し、主体的に取り組むことが必要です。

農業改良普及センター等が開催する土づくり講習会や展示ほを活用した検討会、試験研究機関等の成果発表会等を通じて、生産者が環境負荷軽減に関心を持ち、それらに主体的に取り組めるよう意識啓発に努めます。

また、生産者の技術や労働力、経営方針等に合った主体的な取組が行われるよう、農業改良普及センターによる普及活動を通じて、生産者へ環境負荷軽減に関する技術支援を行います。

#### (1) IPM（総合的病害虫・雑草管理）の推進

東京の農業はその多くが市街地で行われており、都民が農薬使用による安全性や環境負荷に高い関心を持っていることから、平成11年度から作物ごとのIPM技術の確立に取り組み、現在では、防虫ネットや近紫外線除去フィルム（UVカットフィルム）などの被覆資材による病害虫防除や抵抗性品種の利用、生物農薬の使

用など、様々な防除技術を組み合わせたIPMが実践されています。

また、東京の農業は、野菜や果樹、花きなど経営内容が異なる生産者が同じ地域の中に混在している上、少量多品目の経営から品目数を絞った経営まで、経営内容と規模が多岐にわたっています。今後は、より一層、環境負荷軽減が図られるよう、新たな技術の開発と検証を行うとともに、個々の経営実態に合わせた防除体系の組立てと普及を行います。さらに、IPMのより効果的な普及と実践レベルの向上を図るため、総合的な防除が実践できる指標を整備し、生産者が取り組み状況を確認しながら段階的に実践を進められるよう支援します。

## (2) 適正施肥及び有機資源の循環利用の促進

### ア 土壌診断に基づく施肥技術の見直し

化学肥料の施用による環境負荷を軽減するためには、科学的な根拠に基づく適正な施肥量の決定と肥料の利用効率を高める技術の普及が必要です。また、近年の肥料価格高騰を受け、生産コストの低減の観点からも、土壌診断による施肥や施肥方法の見直しが一層重要になっています。

このため、土壌診断に基づく施肥量の決定や全面施肥から局所施肥への切り替え、肥料効率を高める肥効調節型肥料の利用促進など、生産者の施肥技術の改善を支援します。

### イ 土づくりと有機資源の循環利用の促進

有機物の施用による土づくりは、農業のもつ物質循環機能と化学肥料の使用量の削減の観点から、環境保全型農業の基本的な技術として位置付けています。また、近年では、土壌に施用された有機物中の炭素の一部は腐植として土壌中に貯留されるため、温室効果ガスの削減効果が期待され、地球温暖化対策や都市環境の改善の観点からも重要です。

都内では畜産農家が減少していることから、野菜や果樹等の生産者が家畜ふん堆肥を購入することが難しくなっています。このため、都は、堆肥を生産する事業者の情報を掲載した「堆肥ガイドブック」や生産者が堆肥を作る際の原料となる剪定枝等を扱うリサイクルセンター等の情報を生産者に積極的に提供し、活用を促します。

### (3) ゼロエミッション等を目指したスマート農業技術等の開発と普及

ゼロエミッションを目指した持続可能な都市農業を実現するため、スマート農業技術の開発・実証・普及を一体的に推進します。まず、養液栽培では、東京エコポニク®の対応品目拡大のための研究に加え、AIによる生育診断、IoTセンサーを活用した養液制御などのスマート技術との連携強化を進め、循環型で環境負荷の少ない施設園芸モデルとして普及拡大を図ります。

施設栽培においては、環境制御による光・温度・CO<sub>2</sub>濃度等の最適化を高度化し、化石燃料使用量の削減と温室効果ガス削減の両立を目指します。また、再生可能エネルギーや未利用熱の活用、ロボット技術や自動化技術の導入支援を行うとともに、都市農地の小規模・多様な経営形態に適したコンパクトで導入しやすいスマート農業技術体系の整備を進めます。

これらの取組を通じて、農業分野におけるGXを推進するとともに、都市農業に適したゼロエミッション型の農業生産モデルを構築し、持続可能な東京の農業の実現を図ります。

### (4) その他

#### ア 農業用プラスチックの適切な利用と処理

農業生産活動では栽培環境の制御のため、プラスチック資材が多く利用されています。特に、防虫ネットやマルチ、近紫外線除去フィルム（UVカットフィルム）などは、化学合成農薬の使用を削減する上でなくてはならないものです。このため、これらの資材の利用にあたっては必要最小限にとどめ、再利用や利用後の適切な処分を推進します。

あわせて、長期展張フィルムや生分解性フィルムなど、環境負荷の低減に資する資材の導入を支援し、農業由来の廃棄物削減や農薬使用量の削減につながる取組を推進します。

#### イ 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射能汚染への対応

生産者による堆肥の生産・施用が可能となった令和2年度以降も、国においては、有機質土壌改良資材や肥料等に含まれる放射性セシウムの測定方法や取扱いに関する通知が適宜示されています。都では、これらの通知等に基づき、生産者が安全に堆肥を生産・施用できるよう、引き続き適切な検査及び管理の実施を支援します。

また、関係団体と連携し、国による方針の見直しが行われた際には速やかに必要な助言を行うことで、都内生産者が適切に対応できる体制の維持に努めます。

## 5 認証制度の認知度向上と認証農産物の販路拡大に向けた取組

環境負荷軽減の取組を効果的に拡大していくためには、生産者の主体的な行動と、消費者・流通事業者・食品事業者などによる理解と支援が一体的に行われることが不可欠です。このため、東京都エコ農産物認証制度および東京都GAPの価値を広く普及し、認証農産物の販路拡大を総合的に推進します。

### (1) 認証制度や認証農産物の認知度向上

東京都エコ農産物認証制度や東京都GAPの価値と魅力は、十分に認知されているとはいえ、生産者が行っている環境負荷軽減の努力が十分に都民に伝わっていないため、認証生産物への適正な価格転嫁が十分に実現していない状況です。また、この数年のエコ農産物認証者は、500件前後で推移している状況です。

このため、認証制度の認知度向上に向け、認証マークの貼付促進や広告の活用などにより視認性を高めます。あわせて、認証制度の目的や基準、取組内容などを都民にわかりやすく伝えるため、都のホームページ、パンフレット、動画、SNSなど多様な媒体を活用して情報発信を強化します。また、都主催イベントや農産物PR冊子を通じて、認証生産者の具体的な取組や生産工程の工夫を紹介し、制度への理解と信頼を高めます。

さらに、近年のエシカル消費志向の高まりや全国的な有機食品市場の拡大傾向を受け、エシカル消費に関心のある消費者等を対象にしたPRを強化します。

### (2) 認証農産物の販路拡大

認証農産物が消費者や流通事業者等にとって選択しやすい商品となるよう、販売促進や流通面での支援を強化します。具体的には、イベントにおけるPRの実施や販売拠点の設置の促進を通じて、エシカル消費に関心のある消費者の多い都市部も含めた消費者が取組内容を理解した上で購入できる環境の整備を進めます。

さらに、量販店や市場関係者、食品加工業者、飲食店などに対して東京都エ

コ農産物や東京都 GAP の取組を紹介し、商談機会の創出やマッチングを通じて販路拡大を図ります。あわせて、ホテルを含む業務用での利用促進や、学校給食など食育の場での活用を進めることで、幅広い都民が環境に配慮した農産物に触れる機会を増やし、認証農産物の理解と需要の拡大につなげます。

### (3) 生産者への生産支援

認証取得生産者および取得を目指す生産者の取組を継続的に支援します。東京都エコ農産物認証制度では、農薬・化学肥料の削減基準に応じた認証区分（東京エコ25・50・100）を設定し、生産者が実践できるよう栽培技術の普及や指導を進めるとともに、残留農薬検査結果の公開を通じて制度の信頼性向上と消費者の安心確保を図ります。また、生産者の負担軽減や取組の継続を支援するため、補助事業等を活用した生産支援を強化し、新規認証の取得やエコ認証区分のステップアップに向けた掘り起こしにも取り組みます。さらに、有機農業の推進に向け、有機 JAS 認証に必要な技術支援や情報提供に加えて、有機農産物栽培指針等の活用を促し、生産者が取り組みやすい環境を整えることで、環境保全型農業の取組を後押しします。

また、東京都 GAP については、食品安全・環境保全・労働安全・人権保護・農場経営管理を確保する生産工程管理の取組として推進しており、生産者への意識啓発や研修を実施します。さらに、東京都 GAP 認証取得に向けたコンサルティング、必要な施設整備（作業場改修、保管庫整備等）への支援を行うことで認証取得を後押しします。また、東京都 GAP に取り組む生産者が、必要に応じて GLOBALG. A. P. など民間国際水準の認証を取得できるよう、段階的な支援も行います。

### (4) 制度のあり方の検討

今後の農業を取り巻く環境の変化や消費者ニーズに応じて、東京都エコ農産物認証制度および東京都GAPがより実効性のある制度となるよう、制度のあり方を継続的に検討します。

具体的には、認証基準や運用方法の見直し、申請手続の簡素化、デジタル化による効率化、PR方法の強化など、時代に即した改善を進めます。また、生産者・消費者・流通事業者等の意見を踏まえ、制度が利用しやすく、信頼性の高い仕組みとなるよう取組を進め、環境保全型農業の一層の普及を図ります。

## 6 有機農業の展開

有機農業は化学肥料や化学合成農薬を使用しないことと遺伝子組換え技術を利用しないことを本旨とした農法の一つであり、化学肥料や化学合成農薬を適正に使用しながら環境負荷の軽減に取り組む環境保全型農業とは基本的な考え方が異なるものです。

しかしながら、有機農業は化学肥料や化学合成農薬を使用しないことから環境負荷の軽減が可能なこと、有機農業は有機物の施用による物質循環機能や都市環境の改善に貢献できることから、有機農業を環境保全型農業の取組の一形態として位置付けてきました。

このため、有機農業に自主的に取り組む生産者や新たに有機農業に取り組む生産者の主体性を尊重しつつ、東京都エコ農産物認証制度の認証区分における化学合成農薬・化学肥料不使用の「東京エコ100」に、遺伝子組み換え技術の不使用を新たに要件として加え、「有機農業の推進に関する法律」（平成18年法律第112号。以下「有機農業推進法」という。）で定める有機農業と同等の取組として位置付けて支援します。

また、推進にあたっては、「有機農業推進法」に基づいて公表された「有機農業の推進に関する基本的な方針」（令和2年4月14日付2生産第116号農林水産省生産局長通知）を踏まえて取り組むものとし、別途、有機農業推進法第7条第1項の規定に基づき有機農業推進計画を策定します。

## 7 施策の総合的な実施

環境保全型農業を東京全体で着実に推進していくためには、個々の生産者の努力に加え、都、区市町村、JA グループをはじめとする関係機関が一体となって施策を展開することが不可欠です。

このため、区市町村が農業振興計画等を策定・見直しする際には、環境保全型農業の視点を踏まえて取り組むよう助言し、地域の実情に応じた主体的な施策の充実を支援します。

さらに、食育活動との連携を通じ、都市農業を中心とする東京の農業が、周辺環境への影響に十分配慮して栽培されていることなど、都市環境の改善や地域の暮らしに果たす多様な役割について、幅広い都民が理解を深められるよう普及啓発を進めます。加えて、JA グループが実施する土づくり、農業用プラスチックの適正処理などの取組

とも連携し、環境負荷の軽減と持続可能な農業の実現をともに推進します。  
都は、今後とも区市町村、JA グループ、関係機関・団体との連携と協働を一層強化  
しつつ、消費者・実需者も含めた地域と生産者がともに取り組む環境保全型農業を総  
合的かつ着実に推進します。

## 「東京都環境保全型農業推進基本方針等検討委員会」開催経過

### ○第1回検討委員会

日時：令和7年9月1日 13時30分～15時30分

- 議事：1 「東京都環境保全型農業推進基本方針（R3～）」及び「東京都有機農業推進計画（R3～7）」の実績について
- 2 「東京都環境保全型農業推進基本方針（R8～）」及び「東京都有機農業推進計画（R8～12）」の方向性について

### ○第2回検討委員会

日時：令和7年11月19日 14時～16時

- 議事：1 環境保全型農業推進基本方針骨子案の検討
- 2 有機農業推進計画骨子案の検討

### ○第3回検討委員会

日時：令和8年2月4日 14時～16時

- 議事：1 環境保全型農業推進基本方針（案）の検討
- 2 有機農業推進計画（案）の検討

## 「東京都環境保全型農業推進基本方針等検討委員会」委員名簿

(敬称略、五十音順)

望月 龍也 (座長)	日本種苗協会技術顧問、元東京都農林総合研究センター所長
荒幡 善政	東京都エコ農産物認証生産者
小浦 道子	東京消費者団体連絡センター事務局次長
坂巻 宜政	JA 東京指導員連盟会長
清水 麻衣子	東京都エコ農産物認証生産者、東京都 GAP 認証取得者
田代 純子	東京都産業労働局農林水産部安全安心・地産地消推進担当部長
廣瀬 敦	全国農業協同組合連合会東京都本部生産事業部長